

議案第 3 2 号

北本市税条例の一部改正について

北本市税条例の一部を次のように改正する。

平成 2 3 年 6 月 7 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市税条例の一部を改正する条例

北本市税条例（昭和 2 9 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 5 4 条第 6 項中「、地方開発事業団」を削る。

附則に次の 2 条を加える。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）
第 2 4 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 2 3 年法律第 2 9 号）第 1 3 条第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び附則第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 4 1 条又は第 4 1 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 2 3 年法律第 2 9 号）第 1 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 4 1 条又は同項の規定により適用される同法第 4 1 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 4 5 条第 2 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「租税特別措置法第 4 1 条又は第 4 1 条の 2 の 2」とあるのは「東日

本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される同法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第25条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該適用を受けようとする年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地として使用することができない理由
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の^{あん}按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所及び氏名
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地」とあるのは「法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等」と、「特定被災共用土地」とあるのは「仮換地等」と、「同項」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同条第4項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則に2条を加える改正規定（附則第25条に係る部分に限る。） 公布の日

- (2) 第54条第6項の改正規定 地方自治法の一部を改正する法律
(平成23年法律第35号)の施行の日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成24年1月1日